

SBI 大学院大学における研究費不正使用防止計画

2015 年 10 月 2 日施行

2020 年 12 月 9 日改正（最終）

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
機関内における責任者の異動・交代等に伴う後任者の統括及び所管すべき業務等に対する認識の不足	責任者の交代に際しては所管・統括する業務内容等について十分な引き継ぎを行う。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
取扱いルールと機関内の諸規定における所管業務に対する認識の不足	機関内諸規定に準じて所管部署相互の連携を緊密にし、取扱いルールに基づき、運営・管理に関する業務への対応を円滑にする。
取扱いルールに対する研究者及び事務担当者の認識の不足	説明会、研究会等を定期的で開催し、積極的に参加を要請する。
取扱いルールと運用実態との乖離	研究者、事務職員を中心に取扱いルールと運用実態の乖離を防ぐためにアンケート調査等を実施し、実態の把握に努める。また、原因等を解明の上で必要に応じて取扱いルールの改訂を柔軟に行う。
コンプライアンスに対する関係者の意識の低下	FD・SD 委員会および研究科委員会にて、定期的に研究費の適正使用等について討議を行い、法令順守の周知徹底を図る。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
出張に係る手続き書類の確認が不十分	出張者には、事前に出張申請の提出、出張後速やかな出張報告書、旅費精算所及び領収書等の提出を徹底させ、不備の是正を求める。上記の手順を踏まない場合は、部局担当者のリーダーシップの下で出張命令等を発しないことができるものとする。
臨時職員の雇用に係る手続き書類・本人確認等が不十分	臨時職員を雇用する際に、被雇用者に担当部署へ必要書類を持参させるとともに、面談により本人確認及び勤務場所の確認を行う。
謝金に係る手続書類・実態確認が不十分	勤務状況等を把握するため、事務局の担当者が勤務場所に赴くなど、勤務実態及び成果の把握に努める。
物品購入に係る取引実態の把握が不十分	研究費で物品を購入する場合は、原則、大学事務局にて納品、検収を行う。また、取引に際しては

	内部けん制機能を十分機能させて、止むを得ず研究者が立て替え払いをした際には、購入物品の現物確認や領収書等との照合により取引実態の検証を行う。
研究費の予算執行が年度末に集中	研究費予算の執行状況を把握し、適宜適正な予算執行を指導する。

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	具体的防止計画
不正を発見したものが不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する	大学事務局内に設置される「研究費等に関する相談及び公益通報窓口」及びFD・SD委員会は、不正を発見した者が不利益を受けないよう配慮する。
研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金のルールに関する理解度が低下していく	研究者、事務職員を対象とした相談会や年1回以上の説明会を行う。また、適宜学内グループウェアを通じて行動規範やルール等の情報を積極的に公表する。

5. モニタリングのあり方

不正発生要因	具体的防止計画
競争的資金等の適正な運営・管理体制に係る指摘、改善等の情報伝達が不十分	監事、内部監査員及び会計監査人等の意見を聞く機会を設ける。
研究費のルール変更等があっても十分に対応しきれていない	内部監査等により、取扱いルールの変更に則した適切な処理が行われているかを検証し、不適切な場合は報告書等により報告事項として周知する。
研究費使用について、研究者個人の理解度が十分に把握できていない	研究者から直接意見を聴取することにより、取扱いルールに対する認識のレベルやルールの適正さを把握し、ルール改定や説明会等において適切な意見を反映させる。

以上

附 記

この計画は、2015年10月2日から施行する。

この計画は、2020年12月9日に一部改正施行する。